

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2021年 2月 12日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

会 社 名 株式会社T. S. I
代 表 者 の 代表取締役社長
役 職
氏 名 (署名) 北山忠雄

当社の代表取締役社長である北山忠雄は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は、以下のとおりであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分担と所轄部門を明確にしており、適切な業務体制が整備されていることを確認しております。
3. 毎月開催する定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況等が適切に報告されるとともに、経営上の重要事項に関する審議及び意思決定が適切に行われております。
4. 監査役会を構成する各監査役は、それぞれの職務分担を図り、取締役会その他の重要な会議への出席、監査役監査の実施及び日常的な情報収集を通じて、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査人は、監査及び報告の独立性を確保したうえで、内部管理体制の適正性と有効性を定期的に監査しており、指摘事項と改善状況についてその内容を代表取締役社長へ適宜報告しております。
6. 会計監査人であるPwC京都監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上